

平成23年3月1日

第2261号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○漁業災害補償法による付保義務の発生（112・団体指導室）	1
○平成23年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）の実施（113・雇用労働政策課）	1
○平成23年度技能検定（随時実施）の実施（114・雇用労働政策課）	4
○通行車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び通行方法（115・道路課）	6
○平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（116・建築住宅課）	7
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出（117・建築住宅課）	8
○市街地再開発組合の定款の変更の認可（118・建築住宅課）	8
○建設業の許可の取り消し（119・鹿角地域振興局総務企画部）	9
○道路の供用開始（120・北秋田地域振興局建設部）	9
○建設業の許可の取り消し（121・由利地域振興局総務企画部）	9
○道路区域の変更及び供用開始（122・平鹿地域振興局建設部）	9

公 告

○条件付き一般競争入札の実施（消防学校） 2件	10
○県営土地改良事業の換地処分（仙北地域振興局農林部） 2件	11

告 示

秋田県告示第112号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹敬久

加入区 の 名 称	漁 業 区 分
船川・脇本・船越・天王加入区	雑魚小型定置漁業であって潟上市天王及び天王大崎の区域内に住所を有する組合員が営むもの

秋田県告示第113号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり平成23年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹敬久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 一級及び二級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）

業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級について実施する職種(作業)

造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)及び塗装(金属塗装作業)

(3) 単一等級について実施する職種(作業)

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事作業及び加熱ペイントマシンマーカーク工事作業)

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成23年6月6日(月)から同年9月11日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成23年5月31日(火)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

期 日	等級及び職種(作業)
平成23年 7月24日(日)	三級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)及び塗装(金属塗装作業)
平成23年 8月21日(日)	(ア) 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、築炉(築炉作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業) (イ) 三級 金属熱処理(一般熱処理作業)
平成23年 8月28日(日)	一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)
	(ア) 一級及び二級 放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕

平成23年 9月4日(日)	上げ作業)、石材施工(石張り作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温 保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業) (イ) 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事作業及び加熱ペイントマシンマーカーク 工事作業)
------------------	---

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

- (1) 一級
省令第64条の2の規定に該当する者
- (2) 二級
省令第64条の3の規定に該当する者
- (3) 三級
省令第64条の4の規定に該当する者
- (4) 単一等級
省令第64条の6の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書用紙の交付

- (1) 期間及び時間
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成23年3月1日(火)から同年4月20日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封すること。

7 受検申請書の受付

- (1) 期間及び時間
県の休日を除き、平成23年4月11日(月)から同月20日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

- (1) 額
ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
一級、二級及び三級			
造園	16,500円	金属熱処理	16,500円
機械加工	16,500円	放電加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	めっき	16,500円
仕上げ	16,500円	ダイカスト	16,500円
機械保全	16,500円	電子機器組立て	16,500円
産業車両整備	16,500円	建設機械整備	16,500円
家具製作	16,500円	建具製作	16,500円
印刷	16,500円	プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	とび	16,500円

左官	16,500円	築炉	16,500円
タイル張り	16,500円	畳製作	16,500円
防水施工	16,500円	内装仕上げ施工	16,500円
熱絶縁施工	16,500円	サッシ施工	16,500円
化学分析	16,500円	表装	16,500円
塗装	16,500円	フラワー装飾	16,500円
単一等級 路面標示施工	16,500円		

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講している者又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学している者の三級受検手数料は、11,000円とする。

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成23年9月30日(金)(金属熱処理を除く三級の職種については、平成23年8月26日(金))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業労働部雇用労働政策課(電話018-860-2321)又は秋田県職業能力開発協会(電話018-862-3510)

秋田県告示第114号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、次のとおり平成23年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセー

ジ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ただし、機械加工の普通旋盤作業は三級のみ、旋盤作業は基礎一級及び基礎二級のみ実施。

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

(1) 三級

省令第64条の4の規定に該当する者（当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。）

(2) 基礎一級及び基礎二級

省令第64条の5の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書用紙の交付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、午前8時30分から午後5時までの間で随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封すること。

7 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

県の休日を除き、原則、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までの午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとする。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級			
さく井	16,500円	鑄造	16,500円
鍛造	16,500円	機械加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	工場板金	16,500円
めっき	16,500円	アルミニウム陽極酸化処理	16,500円
仕上げ	16,500円	機械検査	13,700円
ダイカスト	16,500円	機械保全	16,500円
電子機器組立て	16,500円	電気機器組立て	16,500円
プリント配線板製造	16,500円	冷凍空気調和機器施工	16,500円
染色	16,500円	ニット製品製造	16,500円
婦人子供服製造	13,700円	紳士服製造	16,500円
寝具製作	16,500円	帆布製品製造	16,500円
布はく縫製	16,500円	家具製作	16,500円
建具製作	16,500円	紙器・段ボール箱製造	16,500円
印刷	16,500円	製本	16,500円
プラスチック成形	16,500円	強化プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	パン製造	16,500円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	16,500円	水産練り製品製造	16,500円
建築大工	16,500円	かわらぶき	16,500円
とび	16,500円	左官	16,500円
タイル張り	16,500円	配管	16,500円
型枠施工	16,500円	鉄筋施工	16,500円
コンクリート圧送施工	16,500円	防水施工	16,500円
内装仕上げ施工	16,500円	熱絶縁施工	16,500円
サッシ施工	16,500円	ウエルポイント施工	16,500円
表装	16,500円	塗装	16,500円
工業包装	16,500円		

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

合格者には知事名の合格証書が交付される。また、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2321）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）

秋田県告示第115号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
秋田天王線	秋田市茨島二丁目1番9号地先から秋田市土崎港南一丁目597番1地先
秋田停車場線	秋田市旭北錦町1番2号地先から秋田市川尻町字大川反233番234地先
秋田北インター線	秋田市外旭川字野村210番3地先から秋田市上新城中字南波掛28番2地先

2 指定する期日 平成23年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう注意するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田県告示第116号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

日時 平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

イ 設計製図の試験

日時 平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

場所 秋田県生涯学習センター（秋田市山王中島町1番1号）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

日時 平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

イ 設計製図の試験

日時 平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

2 学科の試験の科目

建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工

3 受験申込みの手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの受付

期間 平成23年4月1日（金）から同月7日（木）まで

時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みの受付

場所 社団法人秋田県建築士会(秋田市山王一丁目7番3号 山王ウエスタンビル3階)

社団法人秋田県建築士会北秋支部(大館市有浦一丁目8番33号 大館地域職業訓練センター)

期間 平成23年4月11日(月)から同月15日(金)まで(北秋支部の受付は平成23年4月11日(月)のみ)

時間 午前10時から午後4時まで

イ 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

4 合格者の発表

平成23年12月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成23年8月下旬に、木造建築士試験は平成23年9月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

5 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話022-223-3245)

社団法人秋田県建築士会(電話018-863-6348)

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成23年6月中旬から財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

秋田県告示第117号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、中通一丁目地区市街地再開発組合から理事長の住所の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 理事長の氏名 高橋 一 広

2 理事長の住所 変更前 秋田市中通一丁目4番5号
変更後 秋田市中通一丁目4番32号

秋田県告示第118号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 市街地再開発組合の名称

中通一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成21年2月6日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

秋田市中通一丁目1番から3番まで、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番9、18番14、18番15、18番16、20番1、21番1から21番5まで、21番7及び63番2

4 事務所の所在地

秋田市中通一丁目3番24号

5 設立認可の年月日

平成21年2月6日

6 定款の変更の認可の年月日

平成23年3月1日

秋田県告示第119号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年2月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社村木組
鹿角市花輪字小坂26番地の4
代表取締役 村 木 通 良
秋田県知事許可（特-22、般-22）第14040号
- 3 処分の内容
建築工事業及び造園工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年2月17日付けで建築工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	二ツ井森吉線	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4 から字白畑沢19番1 地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年3月1日
- 3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成23年3月1日から同月14日まで

秋田県告示第121号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年2月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社藤原建築
由利本荘市石脇字尾花沢56番地118
藤 原 茂 好
秋田県知事許可（般-19）第50011号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年2月16日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	107号	横手市平鹿町浅舞字一本杉118番2から字返諏訪198番まで	14.00～23.40	0.201
	新	107号	〃	20.00～47.00	0.201

2 供用開始の期日 平成23年3月1日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年3月1日から同月14日まで

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 消防学校給食業務委託
- (2) 委託場所 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1 秋田県消防学校宿泊棟
- (3) 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 委託概要 消防学校の給食業務

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県内において100人以上の給食業務を受託した実績を有すること。
- (3) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (4) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号018-1301 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1
秋田県消防学校総務班（電話0184-73-2850）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年3月1日（火）から同月14日（月）までの午前9時から午後5時までの間、(1)に掲げる場所で交付する。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 平成23年3月22日（火）午後2時 秋田県消防学校管理研修棟2階視聴覚室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成23年3月22日（火）午後1時55分 3(1)に掲げる場所

5 その他

- (1) 提出書類等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された必要書類を平成23年3月15日（火）午後5時までに3(1)に掲げる場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 入札保証金及び契約保証金

秋田県財務規則第160条から第163条まで及び第177条から第179条までに規定するところによる。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 消防学校清掃業務委託
- (2) 委託場所 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1 秋田県消防学校
- (3) 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 委託概要 消防学校の清掃業務

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (4) 公告日現在、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成22年6月1日秋田県告示）第5条に規定する庁舎維持管理業者登録名簿に登録されていること。
ア 希望する業務として「清掃」に登録していること。
イ 契約履行が可能な地域として「由利地域振興局管内」に登録していること。
- (5) 秋田県内に本社を有していること。

3 設計図書等を示す場所等

本委託に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得（以下「設計図書等」という。）については、平成23年3月1日（火）から同月16日（水）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年3月18日（金）午前11時 秋田県消防学校管理研修棟2階視聴覚室

5 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する方法により行う。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(5) その他

詳細は、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

平成23年2月18日県営土地改良事業（小種地区農地集積加速化基盤整備事業（第一工区））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成23年2月18日県営土地改良事業（小種地区農地集積加速化基盤整備事業（第二工区））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号